

民事再生法上の共益債権を再生債権として届け出たことによる共益債権の喪失
(最判小1平成25・11・21民集67巻8号1618頁)

大阪学院大学大学院教授 細 見 利 明

1 事案の概要

本件は支払済みの売買代金の返還を求める訴訟事件である。

船舶の売買契約が成立し、船舶の買主が売主に対し、前渡金として2億4650万円を支払った。ところがその後売主が民事再生手続開始決定を受け、管財人が選任された。管財人は双方未履行の双務契約の処理として、民事再生法49条1項に基づき売買契約を解除した。これにより、買主は管財人に対し前渡金の返還請求権を取得したが、この請求権は民事再生手続において共益債権として扱われ(民事再生法49条5項)、民事再生手続によらないで再生債権に先立って随時に弁済される債権である(民事再生法121条)。

ところが、買主に十分な知識がなかったためか、買主は管財人に対して単純に前渡金の返還を請求すればよいのに、そうしないで、前渡金返還請求権を再生債権として届けた。この届出に対して管財人はこれを認め、他の届出再生債権者も異議を述べなかった。このため、届出にかかる前渡金返還請求権は再生債権として確定した。

また、再生計画案は可決され認可決定も確定した。

その後まもなく、前渡金の返還請求権の支払を保証していた保証人が、保証債務の履行として前渡金返還請求権2億4650万円を代位弁済した。そして代位弁済した保証人は、共益債権の行使として、管財人を被告として、通常裁判所に対し、前渡金の返還を求める民事訴訟を提起した。これが本件訴訟である。なお、保証人は、再生裁判所に対し、前渡金返還債権を弁済額の範囲で買主から承継した旨の届出(民事再生法96条の届出名義の変更)をするという矛盾した行動もしている。

2 第1審判決

第1審の大阪地方裁判所は、「原債権である本件前受金返還債権が共益債権であり、再生手続によらずに随時弁済を受けることができる(民事再生法121条1項)としても、代位債権者である原告は、原債権である本件前受金返還債権を、再生債権として債権の内容及び効力が制限された求償権の限度において、すなわち請求力(訴求力)及び強制力ないし執行力の制限を受け、再生計画により債権の内容ないし効力が変更された求償権の限度において行使し得るにとどまるから、被告は、求償債権が上記のとおり債権の内容ないし効力の制限に係るとの抗弁をもって、原告に対抗することができるというべきである。」と述べて訴えを却下した。

第1審はこのような判断をしたが、第1審の判決言渡し日(平成23年3月25日)

から約8か月後に全くの別事件で言い渡された最高裁平成23年11月24日第一小法
廷判決(民集65巻8号3213頁)が上記第1審判決のような見解を否定している。す
なわち、同判決は、「弁済による代位により民事再生法上の共益債権を取得した者は、
同人が再生債務者に対して取得した求償権が再生債権にすぎない場合であっても、再生
手続によらないで上記共益債権を行使することができるというべきであり、再生計画に
よって上記求償権の額や弁済期が変更されることがあるとしても、上記共益債権を行使
する限度では再生計画による上記求償権の権利の変更の効力は及ばないと解される(民
事再生法177条2項参照)。」と判示している。

3 原審

原審の大阪高等裁判所も第1審の結論を支持して控訴を棄却した。原審が理由として
述べたのは、本件前渡金返還請求権は再生債権として確定しているから再生手続によら
ずに権利を行使することはできないというのである。

しかし、再生債権として確定したということは、再生手続における議決権の行使、配
当などにあたって再生債務者等や他の債権者が争えないということに過ぎず、共益債権
の実体法上の消滅とか権利行使が制限されるとかの理由には全くなならないから、原審が
述べた判断は根拠薄弱であると言わなければならない。

4 最高裁判決

最高裁は、「上告人が有する本件前受金返還債権等は、民事再生法上の共益債権に当
たるが(同法49条5項において準用する破産法54条2項)、これにつき再生債権と
して届出がされただけで、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届
出をする旨の付記はされず、この届出を前提として作成された本件再生計画案を決議に
付する旨の決定がされ、本件再生計画の認可の決定が確定したものである。したがって、
上告人が、本件前受金返還債権等について、これが共益債権であると主張して再生手続
によらずに行使することは許されないというべきである。」と判示し、本件訴えを却下
すべきものとした原審の前記判断は、結論において是認することができると述べて上告
を棄却した。

5 評釈

判旨に反対である。

実体法上の権利であり、民事再生法上は共益債権に該当する前渡金返還請求権が弁済
や消滅時効などの実体法上の消滅原因なくして消滅することはあり得ない。さすがに最
高裁判決も前渡金返還請求権(共益債権)が実体法上消滅したとは述べておらず、「権利
を行使することは許されない。」と述べている。しかし、権利があるのに行使できない
というのであれば、権利の濫用だから行使できないとか、権利を行使できない実体法上
の理由、根拠がなければならない。しかし、最高裁判決は権利を行使することができな
い理由を何ら示していない。

本件の前渡金返還請求権は共益債権であるから再生手続に関係なく権利行使ができるのであり、再生手続がどうなろうと権利行使が制限されるいわれはない。

「再生債権として届出がされただけで、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記はされず」とも述べているが、奇妙な判示である。再生債権の届出はまさに再生債権の届出なのであり、「これは本来共益債権であって再生債権ではないが念の為に再生債権として届け出る」旨を付記した届出などあり得ない届出である。

前渡金返還請求権が共益債権であれば、再生債権の届出などする必要がないのであり、誤って再生債権として届出がなされても管財人はこれを否認すべきである。ところが管財人は、債権者が再生債権として届け出てきたのを奇貨としてこれを認めたものと思われる。債権者もミスをしているが、管財人も責められるべきである。

根拠なく共益債権を奪った最高裁判決には到底賛成できない。